

## ◎教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律

(平成一九年六月二七日法律第九八号)

### 一、提案理由 (平成一九年四月一八日・衆議院教育再生に関する特別委員会)

○伊吹国務大臣 ただいま議題となりました三法案について、逐次その内容を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

最後に、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

学校教育の成否は教員の資質、能力に負うところが大きく、教育基本法の改正を踏まえ、教員全体への信頼を高め、全国的な教育水準の向上を図ることが重要であります。

このため、教員が、社会構造の急激な変化等に対応して、最新の知識、技能を身につけ、自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得られるようにする必要がある一方、指導が不適切な教員に対しては、厳格な人事管理の実施を通じて毅然と対応する必要があります。

この法律案は、このような観点から、教育職員の免許の更新制の導入及び指導が不適切な教員に対する人事管理について、必要な事項の制度化を図るものであります。

この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、教育職員の普通免許状及び特別免許状に十年の有効期間を定め、更新制を導入するとともに、勤務実績不良等により分限免職の処分を受けた教員の免許状の効力を失わせることとするものであります。

なお、既に授与されている普通免許状または特別免許状を有している教員にも、十年ごとに更新講習を課すものであります。

第二に、公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童等に対する指導が不適切であると認定した者に対して指導の改善を図るための研修を実施しなければならないこととするとともに、研修の終了時の認定において児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める者に対して、免職その他の必要な措置を講ずることとするものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うことといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

三法案につきまして、何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

ありがとうございました。

### 二、衆議院教育再生に関する特別委員長報告 (平成一九年五月一八日)

○保利耕輔君 ただいま議題となりました七法律案につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、内閣提出の三法案の内容について申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案は、教員の資質の保持と向上を図るため、教員免許更新制を導入するとともに、指導が不適切な教員の指導の改善を図るために必要な措置に関する規定を整備する等のものであります。

……………（略）……………

内閣提出の三法案並びに民主党提出の教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案は、四月十七日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同月十八日日本国教育基本法案とともに本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同日伊吹文部科学大臣、提出者藤村修君、牧義夫君及び笠浩史君からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、七法案を一括して質疑に入り、安倍内閣総理大臣の出席を求めての質疑のほか、参考人十二名から三回にわたって意見を聴取し、五月九日及び十四日に計四カ所においていわゆる地方公聴会を開催するとともに、十六日にはいわゆる中央公聴会を開催するなど、慎重に審査を重ね、昨日質疑を終局いたしました。次いで、七法案を一括して討論を行い、順次採決いたしました結果、民主党提出の四法案はいずれも賛成少数をもって否決され、内閣提出の三法案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、内閣提出の三法案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、審議に参加された与野党委員各位及び関係者の皆様に敬意と感謝の念を表しつつ、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一九年五月一七日）

（学校教育法等の一部を改正する法律（平一九法九六）の附帯決議と一括して掲載）

### 三、参議院文教科学委員長報告（平成一九年六月二〇日）

○狩野安君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

これらの法律案につきましては、去る五月二十一日、本会議において趣旨説明を聴取しておりますので、その内容については簡略に述べることにいたします。

……………（略）……………

次に、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案は、普通免許状及び特別免許状に有効期間を定め、更新制を導入するとともに、分限免職処分を受けた教員の免許状の効力を失わせるほか、児童等に対する指導が不適切な公立小学校等の教員を対象とした指導改善研修の実施を任命権者に義務付ける等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案と西岡武夫君外四名の発議による日本国教育基本法案等四法律案を一括して議題とし、安倍内閣総理大臣、伊吹文部科学大臣ほか関係大臣、四法律案の発議者等に対して質疑を行うとともに、二度にわたる参考人からの意見聴取、

茨城県、福島県、神奈川県及び愛知県の各県に委員を派遣しての地方公聴会、更に中央公聴会を開会し、慎重に審査を重ねました。

委員会における主な質疑の内容は、規範意識等を養うための具体的な教育内容、副校長等の新たな職を導入する目的とそれぞれの職の役割、文部科学大臣が定める学校評価に関する評価項目等の強制力の有無、教育委員会の現状と活性化に向けた方策の実効性、文部科学大臣による是正の要求、指示に至る事前手続の在り方、私立学校の自主性を尊重する必要性、免許状更新講習の内容及び十年経験者研修との相違、免許状更新講習の受講機会を確保する具体策と受講費用負担の在り方、指導が不適切な教員の認定手続における公正性の確保、国の教育予算増額の必要性等ではありますが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

三法律案について質疑の終局を決定し、順次採決の結果、三法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一九年六月一九日）

（学校教育法等の一部を改正する法律（平一九法九六）の附帯決議と一括して掲載）